

# 株式売出届出日論見書の訂正事項分

2025年12月  
(第2回訂正分)

テラテクノロジー株式会社

ブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年12月15日に関東財務局長に提出し、2025年12月16日にその届出の効力は生じております。

○ 株式売出届出目論見書の訂正理由

2025年11月21日付をもって提出した有価証券届出書及び2025年12月8日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による売出し655,500株（引受人の買取引受による売出し570,000株・オーバーアロットメントによる売出し85,500株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2025年12月15日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載しております。なお、訂正部分には\_\_\_\_\_署を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部【証券情報】

### 第2【売出要項】

#### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2025年12月15日（以下「売出価格決定日」という。）に決定された引受価額（1,922.80円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格2,090円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日（2025年12月23日）に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、引受人の買取引受による売出しは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで売出価格を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

#### ＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,168,500,000」を「1,191,300,000」に訂正  
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,168,500,000」を「1,191,300,000」に訂正

#### ＜欄外注記の訂正＞

2. 当社は、株式会社SBI証券に対し、上記売出数のうち、19,900株を、当社グループ従業員の福利厚生を目的に、当社グループ従業員持株会（名称：テラテクノロジー従業員持株会）を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。株式会社SBI証券に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む）であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

4. 引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 2. 3. の全文削除及び4. 5. 6. 7. の番号変更

## 2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

### (2) 【ブックビルディング方式】

#### <欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「2,090」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1,922.80」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき2,090」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「（注）3.」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

1. 売出価格は、ブックビルディング方式によって決定されました。その状況については、以下のとおりであります。

売出価格の決定に当たりましては、仮条件（2,010円～2,090円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、売出株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴ありました。

上記ブックビルディングの結果、売出株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,090円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,922.80円と決定いたしました。

2. 申込証拠金には、利息をつけません。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数		
	株式会社SBI証券	524,400株
	岩井コスモ証券株式会社	11,400株
	岡三証券株式会社	5,700株
	むさし証券株式会社	5,700株
	松井証券株式会社	5,700株
	丸三証券株式会社	5,700株
	極東証券株式会社	5,700株
	Jトラストグローバル証券株式会社	5,700株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき167.20円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2025年12月15日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5. 引受人は、上記売出数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。また、当該販売委託分とは別に引受人は、上記売出数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することができます。

6. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）

### 3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### ＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「175,275,000」を「178,695,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「175,275,000」を「178,695,000」に訂正

#### ＜欄外注記の訂正＞

1. オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、株式会社SBI証券が行う売出であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

#### （注）5. の全文削除及び6. の番号変更

### 4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### （2）【ブックビルディング方式】

##### ＜欄内の数値の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「2,090」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1株につき2,090」に訂正

##### ＜欄外注記の訂正＞

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2025年12月15日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

#### 2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である宮本一成（以下「貸株人」という。）より借り入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、85,500株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、2026年1月16日を行使期限として貸株人より付与されています。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2026年1月16日までの間、貸株人から借り入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取を行なう場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシューオプションを行なわない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

#### 3. ロックアップについて

（省略）

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2026年6月20日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

## 5. 親引け先への販売について

### (1) 親引け先の状況等

#### <欄内の記載の訂正>

「テラテクノロジー従業員持株会」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、20,700株を上限として、2025年12月15日（売出価格決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式19,900株」に訂正

### (3) 販売条件に関する事項

販売価格は、2025年12月15日に決定された「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式の売出価格（2,090円）と同一であります。

### (4) 親引け後の大株主の状況

#### <欄内の記載の訂正>

「テラテクノロジー従業員持株会」の「引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「20,700」を「19,900」に訂正

「テラテクノロジー従業員持株会」の「引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）」の欄：「1.15」を「1.10」に訂正

「計」の「引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「1,168,700(88,000)」を「1,167,900(88,000)」に訂正

「計」の「引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合

（%）」の欄：「64.89(4.89)」を「64.85(4.89)」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

2. 引受人の買取引受による売出し後の所有株式数及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2025年11月21日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。